

利息返還損失引当金の 会計処理と税務

新日本有限責任監査法人マネージャー 公認会計士 田口寛之

はじめに

今回テーマとして取り上げる「利息返還損失引当金」は、利息制限法の上限金利を超え、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率（いわゆるグレーゾーン金利^(注1)）により営業を行っている（行っていた）貸金業者が、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に起因して生じる返還額（損失）に備えて設定する引当金です。

平成18年1月13日及び19日に「貸金業の規制等に関する法律」（以下、「貸金業規制法」という。）第43条・みなし弁済規定の適用^(注2)に係る最高裁判決が出され、貸金業規制法が要求しているみなし弁済の適用条件を満たしていない貸付金に係る利息制限法の上限金利を超過して支払った利息は、無効との判断が示されました。この最高裁判決を受けて、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還を受けることが従来に比べて増加することが予想され（発生可能性が高くなることが予想され）、会計的にも具体的な対応が一層求められるようになりました。これに関連して、平成18年3月15日に日本公認会計士協会 リサーチ・センター審理情報〔24〕「貸金業の規制等に関する法律」のみなし弁済規定の適用に係る最高裁判決を踏まえた消費者金融会社等における監査上の留意事項について」（以下、リサーチ・セン

ター審理情報〔24〕とする）と平成18年10月13日に「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い 日本公認会計士協会 業種別委員会報告第37号」（以下、業種別委員会報告第37号とする）が関連する取扱いとして公表されています。

なお、平成18年12月に公布された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」により貸金業規制法が改正（以下、貸金業法とする）されました。この貸金業法の段階的な施行により、貸金業者において、グレーゾーン金利は将来的になくなることとなりますが、この場合においても、過去にグレーゾーン金利で営業を行っており、債務者等から返還請求がある場合には利息返還損失引当金の計上が必要となります。

【執筆者紹介】

田口 寛之（たぐち ひろゆき）
公認会計士
1998年早稲田大学商学部卒業。
現在、新日本有限責任監査法人マネージャー。

【主要著書】

金融業（ノンバンク）の監査に長く従事するとともに、その豊富な経験を生かして研修会講師等後進の指導も行っている。

(注1) グレーゾーン金利とは利息制限法の上
限金利を超え出資法の上限金利以下の金
利のことをいいます。利息制限法では、
元本10万円未満は年利20%、10万円以上
100万円未満は年利18%、100万円以上は
年利15%までとする上限金利規制があり、
「出資の受入れ、預り金及び金利等の取
締りに関する法律」(「出資法」)におい
ては年利29.2%の上限金利規制を規定して
います。

(注2) みなし弁済とは、貸金業規制法におい
て、貸金業者が業として行う金銭を目的
とする消費貸借上の利息に関し、債務者
が任意に支払った利息制限法の上限金利
を超える利息のうち「出資法」が定める
上限金利以下の利息について、その支払
が法令に規定された一定の要件を満たす

場合には、当該超過部分の支払は有効な
利息債務の弁済とみなすというみなし弁
済規定のことをいいます。

(対象となる業種)

消費者金融会社、信販会社などの貸金
業

グレーゾーン金利での営業(貸付)を
行っている(行っていた)貸金業者にお
いて、債務者等から返還請求がある場合
には該当する。

なお、本稿の意見にわたる部分については、
筆者個人の私見であることをお断りしておき
ます。

1 利息返還額の返還方法

会社が債務者等からの請求に応じて利息を
返還する場合、その返還方法として、既存の
債権を放棄することによる場合と実際に債務
者等に金銭を支払う方法による返還がありま
す。

貸付金残高と利息制限法に基づく再計算に
よる返還額との関係では、貸付金残高が返還

額より大きい場合には、債権の一部放棄によ
る返還という方法がとられます。貸付金残高
が返還額よりも小さい場合には貸付金残高の
全額放棄と差額についての金銭による返還と
いう方法がとられます。貸付金残高がない完
済等となっている債権については、返還額を
金銭で返還するという方法がとられます。

貸付金残高あり	<	利息制限法に基 づく再計算によ る返還額	返還額相当額の債権放棄による返還
			債権の全額放棄と超過部分に対する金銭による返還
貸付金残高なし	<		返還額相当額の現金による返還

以上のように、返還額は貸付金残高の有無、
大小によって、債権放棄、金銭による返還、
あるいは両者の組み合わせといった形式をと
ります。

利息返還額(利息返還損失)の考え方につ
いては、業種別委員会報告第37号において「こ
の利息返還に係る返還額は、債務者等からの
利息制限法の上限金利を超過して支払った利
息の返還請求に起因して生じた返還額であり、

貸付金残高への充当については債務者等への
返済方法でしかないことから、引当計上の対
象となる返還額は利息制限法の上限金利で引
き直し計算した場合に貸付金残高に充当され
る利息部分を含めた返還すべき利息総額とす
る。したがって、債務者等に対する返還請求
に伴う現金返還部分のみを引当計上対象とす
るものではないことに留意する。」と記載され
ています。

2 利息返還損失引当金の対象

リサーチ・センター審理情報〔No 24〕に
よれば、「債務者等から利息制限法の上限金

利を超過して支払った利息の返還請求があり、
決算日現在において和解が成立する等により

返還金額が確定している場合においては、当該返還金額は未払金として流動負債に計上されるとされ、「債務者等からの利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還があるが和解に至っていないものが存在する場合及び請求はないが過去に返還実績がある等により今後返還の請求が見込まれる場合は、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状

況を考慮する等により返還額を合理的に見積り、当該見積返還額が企業会計原則注解【注18】に基づく引当金として、「利息返還損失引当金」等適当な名称をもって負債の部に計上されていることを確かめる。なお、未返済貸付金がある場合は、貸倒引当金として計上することも考えられるので、監査上の判断に際しては留意する。」とされています。

債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求がある場合	決算日現在において和解が成立する等により返還金額が確定している	実際に債務者等に支払われる返還金額を未払金として流動負債に計上 債権放棄部分については利息返還損失として処理され、利息返還損失引当金（貸倒引当金）を取り崩す
	決算日現在において和解に至っていない	合理的に見積り利息返還損失引当金として負債の部に計上する
債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求はない場合	過去に返還実績がある等により今後返還の請求が見込まれる	
	今後の返還が見込まれない	-

このように、利息返還損失引当金の対象は、債務者等からの返還請求があるが、決算日現在において和解に至っていないため金額が確定しない返還額（損失額）と 債務者等か

らの返還請求はないが、将来返還請求を受けることが過去の実績から見込まれる返還額（損失額）に大きく分けられます。

3 利息返還損失引当金の計算方法

利息返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えて計上する引当金であります。企業会計原則注解【注18】に基づく引当金として計上される必要があり、債務者等の請求に起因して発生する損失額をどのようにして合理的に算定するかがポイントになります。

利息返還損失引当金の会計方針を例に挙げてみると以下のとおりです。

アコム（平成20年3月期）
（重要な会計方針 7 引当金の計上基準）

(5) 利息返還損失引当金

将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により返還額を合理的に見積もり計上しております。

武富士（平成20年3月期）
（重要な会計方針 4 引当金の計上基準）

(2) 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息部分の顧客からの返還請求に備えるため、当事業年度末における将来の返還請求発生見込額を計上しております。

利息返還損失引当金の対象は、債務者等からの返還請求があるが、決算日現在において和解に至っていないため金額が確定していない返還額（損失額） 債務者等からの返還請求はないが、将来返還請求を受けることが過去の実績から見込まれる返還額（損失額）に大きく分けられますが、 については利息

制限法による再計算により合理的に最大損失額を計算できるため、これを基にして算定していくこととなります（和解に至っていないため、計算された金額のすべてが発生額（損失）になるわけではありません）。については過去の実績等を踏まえて合理的に算定することとなります。

業種別委員会報告第37号では「利息返還損失引当金は、期末時点の会社が有する将来の利息返還損失に備えるために設定される引当金であるから、原則として、過去の利息返還額の発生状況を分析し将来の利息返還損失額を合理的に見積もった上で、一括して計上されている必要がある。ただし、当該利息返還請求が債務者等の債務整理と密接に関連することから、グレーゾーン金利により貸し付けられた貸付金を対象として、下記のように期末に貸付残高のある場合と完済・償却により期末に貸付金残高のない場合に分類して、計上額を見積もることも実務上合理的である。」とし、「具体的な計算方法を期末に残高がある場合と貸付残高がない場合に分類し、債務者等からの合理的見積期間に係る利息返還請求件数の返還実績率、平均返還額等を属性別に把握して、将来返還が見込まれる額を計算する。」とされています。

具体的には下記のように示され、それぞれ計算されることとなります。

貸付金残高がある場合

ア 延滞債権

延滞債権については、延滞日数等から適当な区分に分類し、債務者等からの合理的見積期間に係る区分ごとの利息返還請求件数の返還実績率に平均返還額を乗じて算出される額を引き当てるものとする。なお、法的整理、私的整理の状況にある場合には、利息返還額について平均返還額に代えて、個別に再計算した額に、実績率を乗じて算

出される額を引き当てるものとする。合理的見積期間は、原則として延滞発生から債務整理に至る平均期間とする。ただし、当該期間が概ね1年以内であり、当該期間を1年間とした場合には妥当なものとして取り扱うことができるものとする。また、法令改正、社会情勢の変化が与える影響を反映する場合は適当と認められる場合には、一定の補正を加味するものとする。

（延滞等区分別）

$$\text{区分ごとの延滞債権口座数} \times \text{合理的見積期間に係る返還実績率} \times \text{平均返還額}$$

イ 正常債権

正常債権については、正常債権の状況で利息返還請求を受ける場合と期首時点の正常債権から延滞債権へ転移し利息返還請求を受ける場合の利息返還請求件数によって算定した返還実績率に平均返還額を乗じて算定される額を引き当てるものとする。なお、期中に延滞状況になり利息返還請求を受ける場合も正常債権の状況で利息返還請求を受ける場合に含めることとする。合理的見積期間は、債務者等からの利息返還請求を受ける可能性は貸付残高がある期間中生じることから、原則として貸付金の平均回収期間又は平均利用期間とする。また、法令改正、社会情勢の変化が与える影響を反映する場合は適当と認められる場合には、一定の補正を加味するものとする。

$$\text{正常債権口座数} \times \text{合理的見積期間に係る返還実績率} \times \text{平均返還額}$$

貸付金残高がない場合

貸付金残高のない債務者等からの利息返還請求については、会社が債務者等から利息の返還請求を受けた場合に対応が必要となる過去に完済又は償却した貸付

金を対象として、年度ごとの完済・償却件数及び年度ごとの完済・償却した債務者等からの合理的見積期間に係る利息返還請求件数等による返還実績率に平均返還額を乗じて算出された額を引き当てるものとする。合理的見積期間は、完済・償却後の利息返還請求を受けるまでの年数等を勘案して決定する。合理的見積期間を決定するに当たっては、利息返還請求を受けた案件についての完済・償却からの経過年数及びその発生率等合理的な基準に基づいて決定されることに留意する必要がある。また、法令改正、社会情勢の変化が与える影響を反映する場合は、一定の補正を加味するものとする。

$$\frac{\text{過去完済・償却件数}}{\text{合理的見積期間に係る返還実績率}} \times \text{平均返還額}$$

上記具体的計算方法によって計算するに際して、会社によっては、詳細な属性別のデータが整備されていないことから、

口座数に対する利息返還請求に至った実績率、平均返還額等により見積もらざるを得ない場合も想定される。この場合であっても、可能な限り属性ごと等の指標を加味して具体的計算方法に準じて計算を行うものとする。特に、合理的見積期間については具体的計算方法での考え方を採用することに留意する。また、具体的計算方法に準じて計算を行う場合においても、法令改正、社会情勢の変化が与える影響を反映する場合は、一定の補正を加味するものとする。

その他

利息返還損失引当金の計上額は、利息返還実績等の状況に応じて決算期ごとに見直す必要がある。そのためには、より合理的な見積りを行うため、取引期間、貸付金残高、他社の借入状況等の属性分類による区分を行いより精緻に決算期ごとに検討することとする。

4 利息返還損失引当金の会計処理

利息返還損失引当金の会計処理については、リサーチ・センター審理情報〔No 24〕と業種別委員会報告第37号が公表されていますので、この考え方に沿った会計処理が必要になります。

利息返還損失引当金は、上述の計算方法等に従い期末ごとに計算を実施し、前期に計上した引当金計上額から当期の利息返還損失を差し引いた充当後の引当金額と比較し、差額について不足が発生していれば利息返還損失引当金繰入額として営業費用の区分に計上さ

れることとなります。一方、戻入が発生する場合には特別利益の区分に計上することとなります。ただし、利息返還額が高止まりとなっている状況において、計算上戻入となる場合には計算結果そのものの妥当性について再度検討し、一定の補正等を実施することが必要となる場合もありますので、総合的な判断が必要となります。

これを取りまとめると以下のとおりとなります。

充当後利息返還損失引当金	<	当期末算定利息返還損失引当金	営業費用として差額を繰入
	=		-
	>		特別利益として戻入だが、戻入には慎重な判断が必要

$$\frac{\text{前期末計上利息返還損失引当金} - \text{当期利息返還損失}}{\text{充当後利息返還損失引当金}}$$

また、利息返還損失引当金の表示については、ワン・イヤー・ルールに従い、流動負債又は固定負債に計上することになりますが、一年部分が明確に区分できない場合には、そのすべてを固定負債として計上することになります。

なお、利息返還請求による返還を債権放棄により行う部分については、注記することを条件として、貸倒引当金として計上することも認められています。これについて業種別委員会報告第37号に「なお、利息の返還請求を受けた債務者等の貸付金残高がある場合は、当該利息の返還請求が債務整理の一手法として実行され、実務上、貸付金に優先的に充当される返還額を貸倒引当金の貸倒実績率に含め引当計上してきた特殊性に鑑み、見積返還額のうち貸付金に充当される部分については貸倒引当金として計上することも考えられる。ただし、この貸倒引当金と利息返還損失引当

金との併用方法を採用した場合には、開示情報の有用性を確保する観点から、見積返還額の一部が貸倒引当金に含まれている旨、及び当該金額が注記されているか留意する必要があります。」とされています。

貸倒引当金との併用方法を採用している例

プロミス（平成20年3月期）

（重要な会計方針 5 引当金の計上基準）

(5) 利息返還損失引当金

顧客等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求があるが、和解に至っていないもの及び過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮し、返還見込額を合理的に見積もり、計上しております。

（注記事項 貸借対照表関係）

* 9 貸倒引当金には利息返還金のうち、営業貸付金に充当される見積返還額 118,300百万円が含まれております。

5 利息返還損失引当金の税務上の取扱い

利息返還損失引当金の対象は、金銭の支出の有無という観点からすると、債務者等の利息返還請求に基づいて将来において債権放棄を行うことにより生じる損失部分、債務者等の利息返還請求に基づいて金銭による返還を行うことにより生じる損失部分に大別できます。

会計処理の方法としては、ともに利息返還損失引当金として計上する原則的な方法と、については貸倒引当金として計上し、については利息返還損失引当金として計上する方法（併用方式）があります。

利息返還損失引当金は、繰入をした時点ではその全額を有税で処理することとなり、債務者等の利息返還請求に基づく債権放棄、債務者等の利息返還請求に基づいて金銭による

返還の時点で認容していくこととなります。

併用方式を採用した場合には、債務者等の利息返還請求に基づく債権放棄による損失が税務上の貸倒損失に含まれるのか問題となりますが、利息返還請求による債権放棄による損失は、税務上の貸倒実績率算定上の貸倒損失から除いて算定することになると思われます。これは、債務者等の利息返還請求に基づく債権放棄が、過払となっていた利息の債務者等への返還という原因に起因し、通常の債権放棄と性格を異にしているためです。このため、併用方式を採用する場合においても、貸倒損失を通常の貸倒損失と利息返還請求に基づく債権放棄による損失とに明確に区別し、税務上の貸倒実績率を算定する必要があると考えます。